

# 告示

## 埼玉県告示第千百三十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成三十年十月十二日

埼玉県知事 上田清司

委託内容	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県高等学校等奨学金に関する条例（平成十八年埼玉県条例第六十一号）附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例附則第二項の規定による廃止前の埼玉県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年埼玉県条例第四十一号）第七条の規定に基づく奨学金の返還に係る未収金の徴収事務	東京都中野区本町二丁目四十六番一号 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社 代表取締役 大倉 雄一	平成三十年九月一日から平成三十二年三月三十一日まで